

## 主な市民サービス

合併に伴い、合併前の構成10市町村の事務事業について、それぞれ項目別に調整を行ってきました。今回、このお知らせ帳には、いろいろな事務事業のうち、調整により統一されたり、新しい方針等になったもので、市民のみなさんにお知らせをしなければならない主なものを掲載しました。

出生届や婚姻届など戸籍の届出、戸籍謄本や印鑑証明書及び住民票などは、市役所、総合支所、出張所のどこでも交付できるようになります。また、ごみの収集方法など、合併前と変わらないものもたくさんありますので、詳しいことはそれぞれの担当部署、各総合支所にお気軽にお問い合わせください。

### 総務部関係

種 類	内 容
広報紙	「広報津」を毎月1日と16日に発行します。
テレビ番組の放送	三重テレビを通じて、津市情報発信番組「まるもち3つ」を毎月第4日曜日の午前9時から15分間放送します。(翌月ケーブルテレビで再放送) この番組は、市内で活動する市民団体や個人にスポットをあて、新市の歴史、文化、産業、暮らしなどを広く情報発信する番組です。
ラジオ番組等の放送	F M三重を通じて、「津市情報マップ」を毎週水曜日の午後5時30分から5分間放送します。 この番組は、新市の各種行事や啓発事項などの情報を提供する番組です。 また、イベント等を広くアピールするために、20秒のスポットCMを適宜放送します。
ケーブルテレビの放送	ZTV(ケーブルテレビ会社)を通じて、市政情報専用チャンネル(6チャンネル)により、午前6時から翌日午前0時まで、1時間パッケージのリピート放送を行います。 この番組は、市政の取り組みの紹介、広報紙の解説、伝統行事等の紹介や各部課等からの連絡周知事項、時節の話題の紹介及び各地域の名所史跡や公共施設の紹介、文字放送などを放送する市政情報番組です。 また、各種講演会、公演などの行事の様態を必要に応じて随時放送します。
ホームページ	新「津市」のホームページアドレス <a href="http://www.info.city.tsu.mie.jp/">http://www.info.city.tsu.mie.jp/</a>

### 消防関係

種 類	内 容
消防団	消防団の組織(分団、定員、階級等)については、団長以下現行のまま新市に移行します。(10消防団本部、64分団体制とします。) 連絡調整役として、団長の互選により統括団長・副統括団長等を設けます。ただし、消防組織法上の権限は有しない役職とします。

財務部関係

種 類	内 容																															
個人市民税	<p>税率 均等割 3,000円 所得割 (課税総所得金額) 200万円以下の部分 3% 200万円を超え、700万円以下の部分 8% 700万円を超える部分 10%</p> <p>納期 普通徴収の方法によって納付する個人の市民税の納期は、次のとおりとします。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p>																															
法人市民税	<p>税率 法人税割 13.5% ただし、次のいずれかに該当する法人等 12.3%</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資本等の金額が1億円以下の法人</li> <li>資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く。)</li> <li>法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの</li> </ol> <p>均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>新市における従業者数</th> <th>税 率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	新市における従業者数	税 率(年額)	50億円を超えるもの	50人超	300万円	50人以下	41万円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円	50人以下	41万円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円	50人以下	16万円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円	50人以下	13万円	1千万円以下のもの	50人超	12万円	50人以下	5万円	上記以外の法人等		5万円
資本等の金額	新市における従業者数	税 率(年額)																														
50億円を超えるもの	50人超	300万円																														
	50人以下	41万円																														
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円																														
	50人以下	41万円																														
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円																														
	50人以下	16万円																														
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円																														
	50人以下	13万円																														
1千万円以下のもの	50人超	12万円																														
	50人以下	5万円																														
上記以外の法人等		5万円																														
固定資産税	<p>税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p>																															
都市計画税	<p>税率 市街化区域内の土地及び家屋に対し、0.3%</p> <p>納期 固定資産税に同じ。</p> <p>久居、河芸、香良洲地域については、合併特例法の適用により、平成23年度からの課税となります。</p>																															
入湯税	<p>税率 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客1人1日について150円</p> <p>利用料金が2,000円以下の鉱泉浴場に入湯する者等は、課税免除となります。</p>																															

種 類	内 容																												
軽自動車税	<p>税額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車               <ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 1,000円</li> <li>50cc超～90cc以下 1,200円</li> <li>90cc超～125cc以下 1,600円</li> <li>ミニカー 20cc以上(三輪以上) 2,500円</li> </ul> </li> <li>・小型特殊(農耕用) 1,600円</li> <li>・小型特殊(その他) 4,700円</li> <li>・軽二輪               <ul style="list-style-type: none"> <li>125cc超～250cc以下 2,400円</li> </ul> </li> <li>・軽自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>三輪 3,100円</li> <li>四輪乗用(自家用) 7,200円</li> <li>〃(営業用) 5,500円</li> <li>四輪貨物(自家用) 4,000円</li> <li>〃(営業用) 3,000円</li> </ul> </li> <li>・二輪の小型自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>250cc超 4,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>納期 5月1日から同月31日まで</p>																												
税証明、閲覧手数料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">税務関係手数料</th> <th style="text-align: right;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>納税証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>完納証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>所得証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>課税証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>所得・課税証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>評価証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>課税標準額証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>公租公課証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>評価額・課税標準額証明書</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>住宅用家屋証明書</td><td style="text-align: right;">1,300円</td></tr> <tr><td>課税証明書(登記用)</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>固定資産課税台帳の閲覧</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>自動車の臨時運行の許可</td><td style="text-align: right;">750円</td></tr> </tbody> </table> <p>評価証明書、課税標準額証明書、公租公課証明書及び評価額・課税標準額証明書の件数の計算については、証明書1枚につき10物件までを証明し、それを1件とします。</p>	税務関係手数料	金額	納税証明書	200円	完納証明書	200円	所得証明書	200円	課税証明書	200円	所得・課税証明書	200円	評価証明書	200円	課税標準額証明書	200円	公租公課証明書	200円	評価額・課税標準額証明書	200円	住宅用家屋証明書	1,300円	課税証明書(登記用)	200円	固定資産課税台帳の閲覧	200円	自動車の臨時運行の許可	750円
税務関係手数料	金額																												
納税証明書	200円																												
完納証明書	200円																												
所得証明書	200円																												
課税証明書	200円																												
所得・課税証明書	200円																												
評価証明書	200円																												
課税標準額証明書	200円																												
公租公課証明書	200円																												
評価額・課税標準額証明書	200円																												
住宅用家屋証明書	1,300円																												
課税証明書(登記用)	200円																												
固定資産課税台帳の閲覧	200円																												
自動車の臨時運行の許可	750円																												

主な市民サービス

市民部関係

種 類	内 容																																																	
戸籍・住民関係	<p>戸籍・住民関係手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td>住民票の写し</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の個人事項証明書 (戸籍抄本)</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td>戸籍の附票の写し</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>除籍の全部事項証明書 (除籍謄本)</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td>印鑑登録証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>除籍の個人事項証明書 (除籍抄本)</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td>印鑑登録証</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>原戸籍謄本</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td>身分証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>原戸籍抄本</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td>不在住証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の一部事項証明書</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td>不在籍証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>除籍の一部事項証明書</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td>住民票記載事項証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>戸籍に記載した 事項に関する証明</td> <td style="text-align: right;">350円</td> <td>住民基本台帳の閲覧</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>除かれた戸籍に記載した 事項に関する証明</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td>住民基本台帳カード</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>受理証明書</td> <td style="text-align: right;">350円</td> <td>外国人登録原票記載事項証明書</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>特別受理証明書</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> <td>埋火葬許可証</td> <td style="text-align: right;">無料</td> </tr> </table> <p>津市アストプラザオフィス 平日 午前8時30分から午後8時          土日・祝休日 午前8時30分から午後5時</p> <p>津市久居駅前出張所 平日 午前8時30分から午後9時          土日・祝休日 午前8時30分から午後6時</p> <p>「 」は閲覧、発行できません。</p>		戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円	住民票の写し	200円	戸籍の個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	戸籍の附票の写し	200円	除籍の全部事項証明書 (除籍謄本)	750円	印鑑登録証明書	200円	除籍の個人事項証明書 (除籍抄本)	750円	印鑑登録証	200円	原戸籍謄本	750円	身分証明書	200円	原戸籍抄本	750円	不在住証明書	200円	戸籍の一部事項証明書	450円	不在籍証明書	200円	除籍の一部事項証明書	750円	住民票記載事項証明書	200円	戸籍に記載した 事項に関する証明	350円	住民基本台帳の閲覧	200円	除かれた戸籍に記載した 事項に関する証明	450円	住民基本台帳カード	500円	受理証明書	350円	外国人登録原票記載事項証明書	200円	特別受理証明書	1,400円	埋火葬許可証	無料
戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円	住民票の写し	200円																																															
戸籍の個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	戸籍の附票の写し	200円																																															
除籍の全部事項証明書 (除籍謄本)	750円	印鑑登録証明書	200円																																															
除籍の個人事項証明書 (除籍抄本)	750円	印鑑登録証	200円																																															
原戸籍謄本	750円	身分証明書	200円																																															
原戸籍抄本	750円	不在住証明書	200円																																															
戸籍の一部事項証明書	450円	不在籍証明書	200円																																															
除籍の一部事項証明書	750円	住民票記載事項証明書	200円																																															
戸籍に記載した 事項に関する証明	350円	住民基本台帳の閲覧	200円																																															
除かれた戸籍に記載した 事項に関する証明	450円	住民基本台帳カード	500円																																															
受理証明書	350円	外国人登録原票記載事項証明書	200円																																															
特別受理証明書	1,400円	埋火葬許可証	無料																																															
斎場関係	<p>斎場関係使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">死亡者の居住地( )</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火葬炉</td> <td>大人(12歳以上の者)1体につき</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満の者)1体につき</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児 1体につき</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> <td style="text-align: right;">19,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">焼却炉</td> <td>産汚物(人体の一部を含む)1個につき</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>大型(30キログラム以上)の犬、 猫の類1頭につき</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>小型(30キログラム未満)の犬、 猫の類1頭につき</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">霊柩自動車</td> <td>特別車 1回につき(市内運行に限る)</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>普通車 1回につき(市内運行に限る)</td> <td style="text-align: right;">9,000円</td> <td style="text-align: right;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>葬儀場</td> <td>1時間につき (1時間に満たない時間は、1時間と みなす。)</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> <td style="text-align: right;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>安置室</td> <td>1体1日につき</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>焼却炉については使用者の居住地          注1)旧河芸町で利用できた鈴鹿市の斎場は、合併と同時に原則として利用できなくなります。</p> <p>斎場関係の申込み</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>斎場関係の申込みは、市役所、総合支所、出張所(アストプラザオフィス、久居駅前出張所を除く)のどこでもできます。使用料を添えてお申し込みください。</p> <p>また、事前に電話で仮予約ができますので、下記までお問い合わせください。</p> <p>津斎場については、平日229-3143 休日・夜間229-3355              久居斎場については、終日255-3110              香良洲斎場については、終日292-4301</p> </div> <p>注2)各斎場で使用できる施設及び設備が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p>		種 別	単 位	死亡者の居住地( )		市内	市外	火葬炉	大人(12歳以上の者)1体につき	3,000円	30,000円	小人(12歳未満の者)1体につき	2,500円	25,000円	死産児 1体につき	1,900円	19,000円	焼却炉	産汚物(人体の一部を含む)1個につき	500円	5,000円	大型(30キログラム以上)の犬、 猫の類1頭につき	2,000円	20,000円	小型(30キログラム未満)の犬、 猫の類1頭につき	1,400円	14,000円	霊柩自動車	特別車 1回につき(市内運行に限る)	14,000円	14,000円	普通車 1回につき(市内運行に限る)	9,000円	9,000円	葬儀場	1時間につき (1時間に満たない時間は、1時間と みなす。)	4,000円	12,000円	安置室	1体1日につき	1,000円	10,000円							
種 別	単 位	死亡者の居住地( )																																																
		市内	市外																																															
火葬炉	大人(12歳以上の者)1体につき	3,000円	30,000円																																															
	小人(12歳未満の者)1体につき	2,500円	25,000円																																															
	死産児 1体につき	1,900円	19,000円																																															
焼却炉	産汚物(人体の一部を含む)1個につき	500円	5,000円																																															
	大型(30キログラム以上)の犬、 猫の類1頭につき	2,000円	20,000円																																															
	小型(30キログラム未満)の犬、 猫の類1頭につき	1,400円	14,000円																																															
霊柩自動車	特別車 1回につき(市内運行に限る)	14,000円	14,000円																																															
	普通車 1回につき(市内運行に限る)	9,000円	9,000円																																															
葬儀場	1時間につき (1時間に満たない時間は、1時間と みなす。)	4,000円	12,000円																																															
安置室	1体1日につき	1,000円	10,000円																																															

種 類	内 容
木造住宅耐震診断事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者 新市に住民登録のある人で対象建築物の所有者</li> <li>2 対象建築物 次の(1)～(4)のすべての条件に当てはまる木造住宅 (1)昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づき建築されたもの (2)階数が2階以下で、かつ、延床面積が300平方メートル以下のもの (3)延床面積の過半が住宅の用に供されているもの (4)在来木造軸組工法によるもの</li> <li>3 費用 無料(本人負担分)</li> </ol>
木造住宅耐震補強補助事業 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者 新市に住民登録のある人で対象建築物の所有者</li> <li>2 対象建築物 次の(1)、(2)の両方の条件に当てはまる住宅 (1)有料の三重県木造住宅耐震促進協議会の耐震診断を受けた結果、総合評点が0.7未満であった木造住宅で、これから耐震補強工事を行う予定のもの (2)居住者全員が60歳以上であるか、又は全員の収入の合計が基準額(月額397,000円(所得・扶養控除後の所得))以下であること。</li> <li>3 補助金額 耐震補強工事などに係る費用の2/3の額(最高61万円)</li> </ol>
家具等転倒防止対策事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者 (1)65歳以上の者のみにより構成された世帯に属する者 (2)65歳以上の者及び15歳未満の者、又は15歳以上18歳未満の就学している者により構成された世帯に属する者 (3)次に掲げる者と同一世帯 ア 視覚障害、又は下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者で、身体障害者福祉法の規定により交付を受けている身体障害者手帳に当該障害の程度が1級、又は2級である者として記載されている者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ウ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者 エ 介護保険法に規定する要介護認定、又は要支援認定を受けている者</li> <li>2 補助金額 取付工事等に係る費用の9/10の額(最高3か所以上で1万円)</li> </ol>
三重県交通災害共済	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配布方法 郵送</li> <li>2 加入受付 本庁、総合支所、出張所、指定金融機関及び収納代理金融機関とします。 また、出張受付については行いません。</li> <li>3 無料加入 廃止</li> <li>4 見舞金請求受付 本庁、総合支所及び出張所</li> </ol>

環境部関係											
種 類	内 容										
犬及び猫の避妊手術費等補助金 (平成18年4月1日~)	<p>1 補助対象者 新市の住民が、犬・猫に対し避妊(不妊・去勢)手術を行った場合、当該飼い主に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、犬については当該年度の登録及び狂犬病予防注射を済ませた犬に限ります。</p> <p>2 補助金額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">犬</td> <td>オス</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">猫</td> <td>オス</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	犬	オス	1,500円	メス	3,000円	猫	オス	1,500円	メス	2,000円
犬	オス		1,500円								
	メス	3,000円									
猫	オス	1,500円									
	メス	2,000円									
リサイクル資源回収活動報奨金 (平成18年4月1日~)	<p>1 補助金交付対象団体 地域住民をもって構成する子供会、PTA及び自治会等で市長が認める団体で、リサイクル資源回収活動を実施した団体(団体規約等必要)</p> <p>2 補助金の額 集団回収した資源の重量1kgについて6円を上限とします。 (一升瓶は0.9kg/本、その他の瓶は0.6kg/本)</p> <p>3 リサイクル資源の回収回数について 年度内における回数指定はいたしません。</p>										
生ごみ処理機等購入費補助金 (平成18年4月1日~)	<p>1 補助金交付対象処理機等 (1) 生ごみ処理機 電力又は手動にて、機械的に容器内部の生ごみを攪拌させ堆肥化する機械 (2) コンポスト 微生物や細菌等の働きを利用して、醗酵、分解等を行うことにより堆肥化する容器</p> <p>2 補助金の額 (1) 生ごみ処理機 1世帯 1基 25,000円(上限)補助率1/2 (2) コンポスト 1世帯 1基 3,000円(上限)補助率1/2</p> <p>3 耐用年数 処理機等の耐用年数を6年とします。 よって、補助金を交付した翌日から起算して6年を経過した後、再度補助金の交付を受けることができます。</p>										
犬猫等死体収集及び費用	<p>飼い犬、猫等であれば個人の責任で処理をお願いします。 ただし、個人で対応できない場合は、1頭当たり1,000円の手数料を徴収して収集します。 収集した動物死体については、津斎場で焼却処分(斎場使用料1,400円、ただし、30kg以上の場合は、2,000円)します。</p>										
そ族昆虫駆除等事業	自治会の要請又は希望により、薬剤等の支給や貸し出しを行います。										
合併浄化槽設置整備事業補助 (平成18年4月1日~)	<p>1 旧美里村及び美杉村の区域以外の区域 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円</p> <p>2 旧美里村の区域 5人槽 530,000円 7人槽 617,000円 10人槽 780,000円</p> <p>3 旧美杉村の区域 5人槽 539,000円 7人槽 679,000円 10人槽 994,000円</p>										

種 類	内 容
共同汚水処理施設修繕 工事補助 (平成18年4月1日~)	<p>1 補助金の交付対象(修繕工事に要する経費が1件当たり100万円以上のもの)</p> <p>(1) 住民で組織する管理団体が管理する共同汚水処理施設に限ります。</p> <p>(2) 開発面積が2.5ヘクタール以上又は計画住宅戸数が100戸以上の住宅団地</p> <p>(3) 法に基づく保守点検、清掃、定期検査が行われ、適切な管理がなされている。</p> <p>(4) 処理能力が1日当たり100㎡以上である。</p> <p>2 修繕工事に要する経費が1件当たり30万円以上のもの</p> <p>(1) 住民で組織する管理団体が管理する共同汚水処理施設</p> <p>(2) 開発面積が1.3ヘクタール以上2.5ヘクタール未満又は計画住宅戸数が30戸以上100戸未満の住宅団地</p> <p>(3) 法に基づく保守点検、清掃、定期検査が行われ、適切な管理がなされている。</p> <p>(4) 処理能力が1日当たり40㎡以上100㎡未満である。</p> <p>3 補助金の額 修繕工事に要する経費の1/3(限度額300万円)</p>
小規模飲料水供給施設 布設事業補助	<p>5世帯以上を対象に水道法に基づく簡易水道事業の区域外の地域が飲料水確保のため、緊急に布設する小規模飲料水供給施設に対して補助します。</p> <p>補助基本額 3,000千円と滅菌に係る経費を加えた額以内</p> <p>補助率 7/10</p>
ごみ一時集積所設置事 業補助金 (平成18年4月1日~)	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 自治会が管理するごみ一時集積所の設置費(新設・改修)の一部を補助します。</p> <p>(2) 耐久構造であれば、固定式、可動式いずれも可とします。</p> <p>(3) 構造物の大きさに制限はしません。</p> <p>(4) 原材料及びネット式等の簡便なものは、補助の対象としません。</p> <p>2 交付基準</p> <p>1か所当たり事業費5万円以上とし、事業費の1/3以内を補助します。ただし、補助金の限度額は15万円とします。</p>

健康福祉部関係

種 類	内 容																																	
児童援護金等支給事業 (平成18年4月1日～)  合併により統合された 事業 母子福祉年金及び 児童援護金事業 母子家庭等高等学校 通学費助成 母子・寡婦福祉事業	1 児童援護金 (1) 事業内容 児童扶養手当対象世帯で、受給者本人の所得制限により、全額支給停止となった者のうちその所得額が規定する所得の範囲内である者に対し、支給します。ただし、扶養義務者の所得が児童扶養手当支給の制限額を超える場合は除きます。 (2) 支給内容 ア 子ども(0歳から18歳まで)1人につき、その所得にあわせて月額8,030円から月額2,480円までを支給します。 イ 2人目の子どもは、月額2,500円を加算します。 ウ 3人目以降は、1人につき月額1,500円を加算します。 エ 国が定める児童扶養手当の支給額を考慮し、減額や増額の改定のあった場合は、それに準じます。また、申請から5年を経過した場合及び母子となった日から7年を経過した場合に国の定める基準を考慮し、支給を一部制限します。 (3) 児童援護金支給一覧 <div style="text-align: right;">(単位:円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支給額</th> <th>扶養人数</th> <th>所得金額</th> <th>扶養人数</th> <th>所得金額</th> <th>扶養人数</th> <th>所得金額</th> <th>扶養人数</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,030</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">0人</td> <td>1,920,000以上 2,020,000未満</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1人</td> <td>2,300,000以上 2,400,000未満</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2人</td> <td>2,680,000以上 2,780,000未満</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3人</td> <td>3,060,000以上 3,160,000未満</td> </tr> <tr> <td>6,180</td> <td>2,020,000以上 2,120,000未満</td> <td>2,400,000以上 2,500,000未満</td> <td>2,780,000以上 2,880,000未満</td> <td>3,160,000以上 3,260,000未満</td> </tr> <tr> <td>4,330</td> <td>2,120,000以上 2,220,000未満</td> <td>2,500,000以上 2,600,000未満</td> <td>2,880,000以上 2,980,000未満</td> <td>3,260,000以上 3,360,000未満</td> </tr> <tr> <td>2,480</td> <td>2,220,000以上 2,320,000未満</td> <td>2,600,000以上 2,700,000未満</td> <td>2,980,000以上 3,080,000未満</td> <td>3,360,000以上 3,460,000未満</td> </tr> </tbody> </table> (扶養人数が1人増えると、所得金額が38万円加算されます。)	支給額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	8,030	0人	1,920,000以上 2,020,000未満	1人	2,300,000以上 2,400,000未満	2人	2,680,000以上 2,780,000未満	3人	3,060,000以上 3,160,000未満	6,180	2,020,000以上 2,120,000未満	2,400,000以上 2,500,000未満	2,780,000以上 2,880,000未満	3,160,000以上 3,260,000未満	4,330	2,120,000以上 2,220,000未満	2,500,000以上 2,600,000未満	2,880,000以上 2,980,000未満	3,260,000以上 3,360,000未満	2,480	2,220,000以上 2,320,000未満	2,600,000以上 2,700,000未満	2,980,000以上 3,080,000未満	3,360,000以上 3,460,000未満
支給額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額																										
8,030	0人	1,920,000以上 2,020,000未満	1人	2,300,000以上 2,400,000未満	2人	2,680,000以上 2,780,000未満	3人	3,060,000以上 3,160,000未満																										
6,180		2,020,000以上 2,120,000未満		2,400,000以上 2,500,000未満		2,780,000以上 2,880,000未満		3,160,000以上 3,260,000未満																										
4,330		2,120,000以上 2,220,000未満		2,500,000以上 2,600,000未満		2,880,000以上 2,980,000未満		3,260,000以上 3,360,000未満																										
2,480		2,220,000以上 2,320,000未満		2,600,000以上 2,700,000未満		2,980,000以上 3,080,000未満		3,360,000以上 3,460,000未満																										
障害者通所促進事業 (平成18年4月1日～)	1 事業内容 新市内に住所を有する在宅の障害者のうち、授産施設、小規模作業所等に通所している者に助成します。 2 助成額 通所1日につき次に掲げる額を限度とします。 (1) 公共交通機関又は扶養義務者等の運転する自家用車により通所する場合 200円 (2) その他の方法により通所する場合 100円																																	
心身障害者小規模作業 所補助事業 精神障害者小規模作業 所補助事業 (平成18年4月1日～)	1 事業内容 新市内に住所を有する三重県心身障害者小規模作業所設置運営要綱又は三重県精神障害者共同(小規模)作業所設置運営要綱第1条に定める団体及び個人 2 助成額 三重県心身障害者小規模作業所設置運営要綱又は三重県精神障害者共同(小規模)作業所設置運営要綱の規定によるランクに応じて、一定額を補助します。 (1) Aランク 年額300,000円 (2) Bランク 年額420,000円 (3) Cランク 年額500,000円																																	

種 類	内 容
重度心身障害者等介護 手当給付事業 (平成18年4月1日～)	1 事業内容 新市内に住所を有する20歳以上の者で、次のいずれかに該当する障害者と同一の生活を営み、当該障害者に対し常時の介護を行う所得税非課税世帯の者に支給します。ただし、障害者の介護を報酬を得ている者又はその介護者に報酬を支給している者については、以下にかかわらず対象としないものとします。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害、下肢障害、体幹機能障害又は視覚障害で1級に該当する20歳以上の者 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所等の判定により最重度、重度に該当する20歳以上の者 (3) 要介護4又は5に認定されている者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する20歳以上の者 2 次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。 (1) 特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給している者。ただし、支給停止のものは除く。 (2) 身体障害者療護施設その他これに類する施設に入所したとき。 (3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所したとき。 (4) 介護者が前述の障害を有したとき。 3 手当額 障害者等1人につき36,000円/年
身体障害者等交通支援 サービス事業 (平成18年4月1日～)  合併により統合された 事業 重度心身障害者タク シー料金助成事業 身体障害者自動車燃 料費助成事業 人工透析患者通院手当	1 事業内容 新市内に住所を有し、次のいずれかに該当する身体障害者等に対し、通院通学等のため、タクシー、自家用車、公共交通機関を月1回以上利用している者で、本人所得税非課税の者に支援します。ただし、障害児については、保護者が所得税非課税の者とします。なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しません。 (1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者 (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定した最重度、重度に該当する者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に規定する1級及び2級に該当する者 2 助成額 (1) 月1回の場合 1,000円/月 (2) 月2回の場合 2,000円/月 (3) 月3回の場合 3,000円/月 (4) 月4回以上の場合 4,000円/月

種 類	内 容
老人福祉電話事業	<p>1 事業内容 新市内に住所を有する（1年以上）おおむね65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯で、生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者又はその属する世帯の生計を主として維持している者の前年所得に係る市民税が非課税である者かつ常時安否の確認が必要な者に貸与します。</p> <p>2 利用料 通話料は、利用者の負担とします。</p> <p>3 経過措置 合併前に旧市町村において決定された貸与については、引き続き貸与を行います。なお、経費負担については新制度とします。</p>
老人クラブ助成事業 （平成18年4月1日～）	<p>1 事業内容 老人福祉法に基づき、新市内に結成された老人クラブの以下の活動経費を助成します。 （1）社会奉仕活動 （2）教養講座開催費 （3）スポーツ振興費 （4）事務費 （5）その他老人クラブ活動に必要な経費</p> <p>2 交付基準については、年度毎に市が決定します。 参考（平成17年度） 49人以下・・・会員数×600円（地理的条件等の事情がある場合） 50～149人・・・会員数×500円+25,000円 150人～・・・会員数×500円+30,000円</p>
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	<p>1 事業内容 新市に住所を有し、年度当初において70歳以上の者に、保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術を受ける場合において、費用の一部を助成します。</p> <p>2 助成内容 施術1回につき1,000円 対象者1人につき年間6,000円を限度</p>
配食サービス事業 （平成18年4月1日～）	<p>1 事業内容 新市内に住所を有するおおむね65歳以上の単身高齢者、又はおおむね65歳以上の者のみにより構成された世帯に属する者で、その者又はその家族においても調理することが困難な者に定期的に訪問し、安否確認をもとに栄養のバランスの取れた食事を提供します。</p> <p>2 利用料 事業経費のうち、250円/日を公費で負担し、残額を利用者の負担とします。</p> <p>3 利用回数 1食/1日（月～土）</p>

種 類	内 容
紙おむつ等給付事業 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 新市内に住所を有する要介護高齢者等のうち失禁状態にあり常時紙おむつ等を使用している者を、在宅で介護している家族等に対し、紙おむつ等を給付します。</li> <li>支給限度額 1人当たり月額5,000円 配達料は別途、市が負担します。</li> </ol>
高齢者訪問理美容サービス事業 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 新市内に住所を有する65歳以上の理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者で、かつ、介護保険法の規定に基づき要介護4又は要介護5と認定された者に移動理美容車や出張により対象者の居宅を訪問し、理美容サービスを実施します。</li> <li>利用料 事業者が定める調髪等にかかる理美容実費額は利用者の負担とします。 出張料は市が負担します。</li> </ol>
在宅ねたきり老人等寝具乾燥事業 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 新市内に住所を有し、在宅で生活を送っているおおむね65歳以上の高齢者及び身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な者で次のいずれかに該当する者の寝具類を水洗い及び乾燥消毒等を行います。 (1) 介護保険法の規定に基づき要介護4又は要介護5と認定された者 (2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもので、1級並びに2級に該当する障害を有し、寝たきり状態にある者</li> <li>利用回数 年2回を限度とし、1回あたり掛け布団、敷布団、毛布の各1枚を限度とします。</li> <li>利用料 サービス利用にかかる費用の3割を利用者の自己負担とし、利用者が事業者へ直接支払います。また、代替の布団を借りる場合は、その費用は本人負担とします。</li> </ol>
徘徊高齢者家族支援サービス事業 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 以下の全てに該当する者で、在宅で生活する認知症徘徊高齢者等を介護している家族に対し、徘徊探知機を貸与します。 (1) 新市内に住所を有し、新市内の居宅で生活している者 (2) 65歳以上の者又は介護保険法の規定により要介護者若しくは要支援者と認定されている40歳以上の者 (3) 認知症による徘徊が認められる者</li> <li>利用料 徘徊探知機の貸与は無償としますが、徘徊探知機使用料及び緊急時における緊急出動等に要した費用については、貸与を受けた者の負担とします。</li> </ol>

種 類	内 容																								
介護保険料賦課徴収事務 (平成18年4月1日～)	<p>1 保険料賦課 第1号保険料は、毎年度の初日(4月1日)を賦課期日とし、4月1日時点で年額18万円以上の老齢退職年金給付を受けている第1号被保険者については、特別徴収として年金から保険料の天引きを行い、特別徴収の対象とならない人(期間)については、普通徴収として個別に徴収します。</p> <p>2 介護保険料(第1号被保険者(65歳以上)基準額)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧市町村名</th> <th>津市</th> <th>久居市</th> <th>河芸町</th> <th>芸濃町</th> <th>美里村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>40,010</td> <td>34,764</td> <td>45,312</td> <td>35,940</td> <td>45,600</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧市町村名</th> <th>安濃町</th> <th>香良洲町</th> <th>一志町</th> <th>白山町</th> <th>美杉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>36,240</td> <td>34,080</td> <td>34,080</td> <td>34,080</td> <td>34,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年1月1日から3月までの間は、上記の保険料を適用します。 平成18年4月1日からの保険料につきましては、新市介護保険計画策定と同時に決定します。</p>	旧市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	保険料	40,010	34,764	45,312	35,940	45,600	旧市町村名	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	保険料	36,240	34,080	34,080	34,080	34,080
旧市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村																				
保険料	40,010	34,764	45,312	35,940	45,600																				
旧市町村名	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村																				
保険料	36,240	34,080	34,080	34,080	34,080																				
国民健康保険料  国民健康保険料の本算定賦課・遡及賦課・更正賦課など (平成18年4月1日～)	<p>1 賦課方式は、「料」とします。</p> <p>2 賦課方式は、医療分、介護分とも「3方式(所得割・均等割・平等割)」とします。</p> <p>3 算定方法は、「旧ただし書き(前年所得)」とします。</p> <p>4 賦課割合は、「平準化(応能割50%、応益割50%)」とします。 (1) 軽減割合は「7割軽減、5割軽減、2割軽減」とします。</p> <p>5 料率は、平成18年度新市において当該年度の医療費に見合う料率を設定します。 (1) 本算定の時期は「7月」とします。 (2) 納期については「9回」とします。</p> <p>平成18年1月から3月までの間は、旧市町村で賦課された保険料(税)を適用します。 平成18年4月1日からの保険料につきましては、新市において決定します。 なお、遡及賦課・更正賦課については、従前の例により算定します。</p>																								
葬祭費 (平成18年4月1日～)	<p>1 事業内容 国民健康保険の被保険者の死亡により、死亡した被保険者の葬祭を行った者に支給します。</p> <p>2 支給金額 1件当たり50,000円</p>																								
心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成 (平成18年9月1日～)	<p>1 事業内容 以下の人で、医療機関で保険診療により治療を受けたときに、自己負担額、医療保険各法の規定により減額されている場合に標準負担額を助成します。 (1) 身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) (2) 心身に障害のある人(療育手帳A・B〔中度〕又は判定書IQ=50以下) なお、本人及び扶養義務者等に所得制限(特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限額を超えない者)があります。</p> <p>2 助成方法 受給資格証を医療機関等に提示、支払い後、助成額を指定口座に振込みます。ただし、65歳以上重度心身障害者医療費助成は、200床以上の医療機関でのみ提示します。助成額は、診療報酬明細書により保険診療点数を確認し、指定口座に振り込みます。</p> <p>受給資格証に記載の有効期限までの間は、合併前の旧市町村の事業内容で実施します。</p>																								

種 類	内 容
乳幼児医療費助成 (平成18年9月1日～)	<p>1 事業内容 4歳未満の乳幼児(4歳に達した月の末日まで、1日生まれは前日末日まで資格あり)で、医療機関で保険診療により治療を受けたときに、自己負担額、医療保険各法の規定により減額されている場合に標準負担額を助成します。なお、保護者等に所得制限(児童手当(特例給付)の所得制限額を超えない者)があります。</p> <p>2 助成方法 受給資格証を医療機関等に提示、支払い後、助成額を指定口座に振込みます。</p> <p>受給資格証に記載の有効期限までの間は、合併前の旧市町村の事業内容で実施します。</p>
一人親家庭等医療費助成 (平成18年9月1日～)	<p>1 事業内容 以下の人で、医療機関で保険診療により治療を受けたときに、自己負担額、医療保険各法の規定により減額されている場合に標準負担額を助成します。 (1) 18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子 (2) 父母のいない18歳未満の子 なお、本人及び扶養義務者等に所得制限(児童扶養手当(一部支給)の所得制限額を超えない者)があります。</p> <p>2 助成方法 受給資格証を医療機関等に提示、支払い後、助成額を指定口座に振込みます。</p> <p>受給資格証に記載の有効期限までの間は、合併前の旧市町村の事業内容で実施します。</p>
妊産婦医療費助成	<p>1 事業内容 妊娠5か月以上の妊産婦(出産した翌月の末日まで資格有り)で、医療機関で保険診療により治療を受けたときに、自己負担額(1つの医療機関で1か月単位で計算)から1,500円を除いた額を助成します。 なお、本人及び配偶者等に所得制限(児童手当(特例給付)の所得制限額を超えない者)があります。</p> <p>2 助成方法 受給資格証を医療機関等に提示、支払い後、助成額を指定口座に振込みます。</p>
精神障害者医療費助成	<p>1 事業内容 精神障害者保健福祉手帳(1～2級)所持者で、医療機関で保険診療により、継続して90日以上入院治療(精神疾患の治療に限る)を受けたときに、それ以後の自己負担額の1/2を助成します。 なお、本人及び扶養義務者等に所得制限(特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限額を超えない者)があります。</p> <p>2 助成方法 受給資格証を医療機関等に提示、支払い後、助成額を指定口座に振込みます。</p>

種 類	内 容
健康診査	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 健康診査  心臓病、脳血管疾患等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るため、集団健診を新市内に住所を有する19歳(年度末年齢)以上の希望者、個別健診を新市内に住所を有する40歳(年度末年齢)以上の希望者に実施します。</p> <p>(2) 肝炎ウイルス検診  C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避するとともに、症状を軽減し、進行を遅延させるため、健康診査を受診する40歳以上の者のうち、下記のいずれかに該当する者に実施します。  ア 年度末現在の年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者  イ 上記ア以外で肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者で定期的に肝機能検査を受けていない者  ウ 基本健康診査においてGPT値により要指導となった者(GPT値36~45)ただし、ア~ウにおいて、過去に当該検診を受診した者は対象としない。</p> <p>2 個人負担額  集団健診は国基準である3割程度の範囲内とし、個別健診は医療機関への委託金額をもとに3割程度の範囲内とします。ただし、老人医療受給者、健康保険高齢受給者、生活保護受給者、市民税非課税世帯、市国民健康保険被保険者については、無料とします。</p>
がん検診	<p>1 事業内容  新市内に住所を有する下記対象年齢(当該年度末現在の年齢)の希望者に実施します。  (1) 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診は40歳以上  (2) 子宮がん検診は30歳以上の女性  (3) 乳がん検診は乳房エックス線検査は40歳以上の偶数年齢、超音波検査は40歳以上の奇数年齢及び30~39歳の女性  (4) 前立腺がん検診は基本健康診査を受診する55歳、60歳、65歳、70歳及び75歳の男性</p> <p>2 個人負担額  集団検診、個別検診それぞれの委託金額をもとに、基本健康診査の個人負担額と同程度の割合(3割程度の範囲内)とします。ただし、老人医療受給者、健康保険高齢受給者、生活保護受給者、市民税非課税世帯、市国民健康保険被保険者については無料とします。</p>

主な市民サービス

種 類	内 容
保育料事務 (平成18年4月1日~)	<p>1 保育所入所負担金            保育所入所負担金(保育料)については、国徴収基準区分を細分化し、12階層とし徴収します。ただし、激変緩和のための経過措置を以下のとおり実施します。</p> <p>(1) 合併の日の前日に保育所に入所している者のうち、合併後も引き続き保育所に入所する者に適用します。</p> <p>(2) 新市の保育所入所負担金と旧市町村の保育所入所負担金と比べ増額となる場合、その増額となる額のうち5年間について、下記に示す金額を超える額について減額します。</p> <p>ア 平成18年度 1,200円            イ 平成19年度 2,400円            ウ 平成20年度 3,600円            エ 平成21年度 4,800円            オ 平成22年度 6,000円</p> <p>新市保育所入所負担金一覧表 次頁</p> <p>2 同一世帯から2人以上入所している場合、新市入所負担金表の第2から第7階層までに属する世帯で、最も低い額の児童は、表のとおり徴収し、その次に額の低い児童は表の額×0.5を徴収し、それ以外の児童は表の額×0.1を徴収します。ただし、児童の属する世帯が新市入所負担金表の第8から第12階層までに属する世帯で、最も高い額の児童は、表のとおり徴収し、その次に額の高い児童は表の額×0.5を徴収し、それ以外の児童は表の額×0.1を徴収します。</p> <p>(10円未満の端数は切り捨て)</p> <p>なお、経過措置該当者については、経過措置決定後、適用します。</p>

保育所入所負担金一覧表

階 層	定 義 (第2階層から第5階層の市民税は前年度分、第6階層から第12階層の金額は、前年分所得税額)	月 額 保 育 料	
		3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市民税非課税世帯で母子世帯等	4,000円	3,000円
第3	市民税非課税世帯で第2階層以外の世帯	6,000円	4,500円
第4	市民税均等割のみの世帯	11,000円	9,000円
第5	市民税所得割のある世帯	12,500円	10,500円
第6	32,000円未満の世帯	16,500円	14,000円
第7	32,000円以上 80,000円未満の世帯	24,000円	21,000円
第8	80,000円以上 112,000円未満の世帯	31,000円	25,000円
第9	112,000円以上 160,000円未満の世帯	36,000円	29,000円
第10	160,000円以上 284,000円未満の世帯	41,500円	30,000円
第11	284,000円以上 408,000円未満の世帯	44,000円	32,000円
第12	408,000円以上の世帯	48,000円	33,000円

主な市民サービス



農林水産部関係	
種 類	内 容
農業振興事務一般	<p>1 証明書の種類            ア 農用地区域内・区域外証明            イ 農用地利用集積計画公告証明            ウ 農業従事者証明            エ 認定農業者証明            証明書の様式については、統一します。</p> <p>2 証明書の発行            本庁及び各総合支所            当分の間は、それぞれの総合支所管轄内の証明書のみを発行します。例えば旧津市の市民は、久居総合支所で農用地区域内の証明書の発行は受けられません。</p> <p>3 証明書の手数料            1枚につき200円</p>
農業集落排水事業	<p>1 使用料            (1) 使用料は、1か月当たり基本料金2,100円、人数割1人当たり315円の合計額とします。            (2) 公共ます設置が完了し、排水処理施設へ未接続の方、1か月当たり基本料金のみ2,100円とします。</p> <p>2 使用料の納付書等の発送、事務処理について            (1) 使用料の納付は、納入通知書による払い込み又は金融機関からの口座振替納付とします。            (2) 使用料(基本料金及び人数割料金)の徴収は、2か月に一回(奇数月)とします。</p> <p>3 分担金            合併前における各地域の負担割合を新規に加入する者から、新規加入金として徴収します。</p> <p>4 工事等            本管から公共マスまでの工事及び宅地内配管工事等の施工は、新市下水道排水設備指定工事店で行い、その費用は新規加入者の負担とします。</p>
農地流動化促進事業 (農用地利用集積計画と助成) (平成18年4月1日～)	<p>1 農用地利用集積計画            利用権設定申出書等の受付は、各総合支所で行います。</p> <p>2 奨励助成制度            (1) 対象者            新規で5年以上の利用権の設定を受けた認定農業者、若しくは地域水田農業ビジョンで担い手として位置づけられている農業者及び農業経営体、並びにこれら農業者等へ貸し付けた土地所有者。            (2) 助成額            借り手10アール 10,000円、貸し手10アール 5,000円             過疎地域(美杉地区)            借り手10アール 20,000円、貸し手10アール 5,000円</p>

種 類	内 容
集落営農団体補助 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織づくりに対する補助金               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象者及び要件                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 集落内農業者の合意の下で、10名以上で構成された営農組織</li> <li>イ 法人化をめざす営農組織で、諸規程が定められていること。</li> <li>ウ 水稲又は小麦の基幹作業面積が、10ha以上又は集落内農地の2/3以上であること(ただし、中山間地域においては、面積を緩和することができる)。</li> <li>エ 生産調整が達成されている集落であること。</li> </ol> </li> <li>(2) 対象経費                   <p>営農組織を立ち上げる経費と次年度以降2年間はそれを維持していく経費</p> </li> <li>(3) 補助金                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 組織設立時 20万円以内</li> <li>イ 組織継続(2年間) 10万円以内</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 共同利用機械購入に対する補助金               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象者及び要件                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 集落内農業者の合意の下で、10名以上で構成された営農組織</li> <li>イ 法人及び法人化をめざす営農組織で、諸規程が定められていること。</li> <li>ウ 水稲又は小麦の基幹作業面積が、10ha以上、又は集落内農地の2/3以上であること(ただし、中山間地域においては、面積を緩和することができる)。</li> <li>エ 生産調整が達成されている集落であること。</li> </ol> </li> <li>(2) 対象経費                   <p>営農組織が、農業用共同利用機械等として新規購入する農業機械及び器具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア トラクター</li> <li>イ ローターシーダー、ディスクロータリー等アタッチメント</li> <li>ウ コンバイン</li> <li>エ 田植機</li> <li>オ 乾燥機</li> <li>カ その他市長が必要と認める農業機械及び器具</li> </ol> </li> <li>(3) 補助金                   <p>補助金の上限は、対象経費の1/3以内とし、1組織1,000万円を限度とします。</p> </li> </ol> </li> </ol>

種 類	内 容														
土地改良事業 (平成18年4月1日～)	新市の土地改良事業等に係る受益者負担金については、以下の表によります。新市移行前からの継続事業については、当該事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用します。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>総事業費に対する受益者負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営土地(林道)改良事業</td> <td> <p>「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針についての一部改正について」を基本とします。 なお、林道は農道と同等とします。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備(担い手育成) (国50%、県27.5%、市10%)、受益者12.5%</li> <li>・ため池等整備(小規模) (国50%、県30%、市14%)、受益者6%</li> <li>・かんがい排水(一般型) (国50%、県25%、市10%)、受益者15%</li> <li>・一般農道(普通農道) (国45%、県27.5%、市20%)、受益者7.5%</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>団体営土地(林道)改良事業 (事業主体が新市・土地改良区及び森林組合など)</td> <td>15%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については7.5%)</td> </tr> <tr> <td>県単土地(林道)改良事業</td> <td>20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)</td> </tr> <tr> <td>市単独事業</td> <td>20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧(補助)事業 (農地・施設)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業(農地・施設)・・・総事業費から国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2(災害復旧事業債を活用する場合は1/4)に相当する額</li> <li>・県単補助事業(施設)・・・20%</li> <li>・市単独事業(農地)・・・30% (施設)・・・20%</li> </ul> <p>1 人家等に二次災害の恐れがあり、緊急を要する応急処置についての受益者負担金は免除します。</p> <p>2 災害救助法が適用された場合、市単独事業で行う施設の受益者負担は10%とします。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <p>事業採択に伴う事前調査事業については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費は市が負担する。</p> <p>事業に伴う事務費については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2に相当する額</p> <p>補修用原材料の支給による工事に対しては地元負担を求めない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	総事業費に対する受益者負担割合	県営土地(林道)改良事業	<p>「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針についての一部改正について」を基本とします。 なお、林道は農道と同等とします。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備(担い手育成) (国50%、県27.5%、市10%)、受益者12.5%</li> <li>・ため池等整備(小規模) (国50%、県30%、市14%)、受益者6%</li> <li>・かんがい排水(一般型) (国50%、県25%、市10%)、受益者15%</li> <li>・一般農道(普通農道) (国45%、県27.5%、市20%)、受益者7.5%</li> </ul>	団体営土地(林道)改良事業 (事業主体が新市・土地改良区及び森林組合など)	15%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については7.5%)	県単土地(林道)改良事業	20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)	市単独事業	20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)	災害復旧(補助)事業 (農地・施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業(農地・施設)・・・総事業費から国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2(災害復旧事業債を活用する場合は1/4)に相当する額</li> <li>・県単補助事業(施設)・・・20%</li> <li>・市単独事業(農地)・・・30% (施設)・・・20%</li> </ul> <p>1 人家等に二次災害の恐れがあり、緊急を要する応急処置についての受益者負担金は免除します。</p> <p>2 災害救助法が適用された場合、市単独事業で行う施設の受益者負担は10%とします。</p>	その他	<p>事業採択に伴う事前調査事業については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費は市が負担する。</p> <p>事業に伴う事務費については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2に相当する額</p> <p>補修用原材料の支給による工事に対しては地元負担を求めない。</p>
事業区分	総事業費に対する受益者負担割合														
県営土地(林道)改良事業	<p>「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針についての一部改正について」を基本とします。 なお、林道は農道と同等とします。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備(担い手育成) (国50%、県27.5%、市10%)、受益者12.5%</li> <li>・ため池等整備(小規模) (国50%、県30%、市14%)、受益者6%</li> <li>・かんがい排水(一般型) (国50%、県25%、市10%)、受益者15%</li> <li>・一般農道(普通農道) (国45%、県27.5%、市20%)、受益者7.5%</li> </ul>														
団体営土地(林道)改良事業 (事業主体が新市・土地改良区及び森林組合など)	15%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については7.5%)														
県単土地(林道)改良事業	20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)														
市単独事業	20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については10%)														
災害復旧(補助)事業 (農地・施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業(農地・施設)・・・総事業費から国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2(災害復旧事業債を活用する場合は1/4)に相当する額</li> <li>・県単補助事業(施設)・・・20%</li> <li>・市単独事業(農地)・・・30% (施設)・・・20%</li> </ul> <p>1 人家等に二次災害の恐れがあり、緊急を要する応急処置についての受益者負担金は免除します。</p> <p>2 災害救助法が適用された場合、市単独事業で行う施設の受益者負担は10%とします。</p>														
その他	<p>事業採択に伴う事前調査事業については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費は市が負担する。</p> <p>事業に伴う事務費については、国及び県から交付される補助金の額を控除した対象経費の1/2に相当する額</p> <p>補修用原材料の支給による工事に対しては地元負担を求めない。</p>														

種 類	内 容
有害鳥獣対策関係 (平成18年4月1日～)	<p>林業関係</p> <p>1 県単農林産物獣害対策事業 事業に対する補助率については、県補助残の1/2とします。 ただし、材料支給だけの場合は県補助残の7/10とします。</p> <p>2 市単農林産物獣害対策事業 林業獣害対策事業</p> <p>(1) 対象 新植人工造林及び林産物</p> <p>(2) 対象経費 ア 網及び金網柵(杭等含む) イ その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>(3) 補助金 補助額の上限は7/10、限度額は100万円以内とします。</p> <p>農業関係</p> <p>1 県単農林産物獣害対策事業 事業に対する補助率は、県補助残の1/2とします。 ただし、材料支給だけの場合は県補助残の7/10とします。</p> <p>2 市単農林産物獣害対策事業</p> <p>(1) 対象者及び要件 農振区域内の農用地で、1か所当たり1ha以上、農家戸数2戸以上とします。 ただし、中山間地域で市長が必要と認めた場合については面積を緩和することができます。</p> <p>(2) 対象経費 ア 電気柵(ポール、電線、バッテリー等含む) イ トタン柵(杭等含む) ウ 網及び金網柵(杭等含む) エ その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>(3) 補助金 補助額の上限は7/10、限度額は100万円以内とします。</p> <p>有害鳥獣駆除の委託(猟友会) 各猟友会への補助は廃止し、猟友会へ駆除を委託しています。</p>
造林事業 (平成18年4月1日～)	<p>津市広葉樹植栽奨励補助金</p> <p>1 対象者及び要件</p> <p>(1) 新市の区域内の山林への広葉樹の植栽で、1団地の面積が5アール以上であること。</p> <p>(2) 植栽本数が10アール当たり下記のいずれかであること クヌギ 200本以上 けやき 15本以上 その他の広葉樹 市長が別に定める植栽本数以上</p> <p>2 対象経費 広葉樹を植栽する経費と当該植栽が行われた年度の翌年度から2年の間に実施された下刈り、補植等の保育事業の経費</p> <p>3 補助金</p> <p>(1) 植栽時 10アール当たり56,000円 限度額 560,000円</p> <p>(2) 保育時 10アール当たり24,500円 限度額 245,000円</p>

主な市民サービス

建設部関係	
種 類	内 容
道路建設事業等 受益者負担金	道路の新設、改良及び維持事業は、受益者負担金を徴収しません。

下水道部関係

種 類	内 容																								
下水道事業受益者負担金（分担金）	<p>下水道事業受益者負担金（分担金）は、面積割とし、次の算定方式により算出します。            末端管渠整備費（単独事業費）÷負担区面積×1/5＝1㎡当たりの単位負担金額            ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、合併前の例によるものとしします。</p> <p>納期            年2回 第1期 9月1日から 9月30日まで            第2期 3月1日から 3月31日まで            5年間 計10回分割</p>																								
下水道使用料	<p>下水道使用料金表（1か月当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水の種類</th> <th>基本使用料</th> <th>汚水量</th> <th>従量使用料（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">630円</td> <td>1㎡～10㎡</td> <td>5.25円</td> </tr> <tr> <td>11㎡～30㎡</td> <td>120.75円</td> </tr> <tr> <td>31㎡～50㎡</td> <td>152.25円</td> </tr> <tr> <td>51㎡～100㎡</td> <td>183.75円</td> </tr> <tr> <td>101㎡～500㎡</td> <td>225.75円</td> </tr> <tr> <td>501㎡～1,250㎡</td> <td>262.50円</td> </tr> <tr> <td>1,251㎡以上</td> <td>278.25円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>—</td> <td>1㎡につき</td> <td>12.60円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（消費税を含んでいます）</p> <p>汚水量の認定方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水道水を使用している場合は、水道メーターの検針による水量とします。</li> <li>井戸水のみを使用している場合は、1人当たり月8㎡とします。ただし、計測装置を設置している場合は、当該装置による水量とします。</li> <li>水道水と井戸水を併用している場合は、使用状況を勘案した水量とします。</li> </ol>	汚水の種類	基本使用料	汚水量	従量使用料（1㎡につき）	一般汚水	630円	1㎡～10㎡	5.25円	11㎡～30㎡	120.75円	31㎡～50㎡	152.25円	51㎡～100㎡	183.75円	101㎡～500㎡	225.75円	501㎡～1,250㎡	262.50円	1,251㎡以上	278.25円	公衆浴場汚水	—	1㎡につき	12.60円
汚水の種類	基本使用料	汚水量	従量使用料（1㎡につき）																						
一般汚水	630円	1㎡～10㎡	5.25円																						
		11㎡～30㎡	120.75円																						
		31㎡～50㎡	152.25円																						
		51㎡～100㎡	183.75円																						
		101㎡～500㎡	225.75円																						
		501㎡～1,250㎡	262.50円																						
		1,251㎡以上	278.25円																						
公衆浴場汚水	—	1㎡につき	12.60円																						
水洗便所改造資金融資あっせん	<ol style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の処理区域内において、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続工事をしようとする者に対し、当該改造に必要な資金について、市長が指定する金融機関に融資あっせんを行います。               <ol style="list-style-type: none"> <li>融資あっせん者の要件                   <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。</li> <li>改造資金の償還について支払能力を有すること。</li> <li>市税、公共下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと。</li> <li>自己資金では、工事費を一時に負担することが困難であること。</li> <li>供用開始の日から3年以内に改造工事を行う者であること。 ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当の理由があると認められるときはこの限りでない。</li> <li>市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</li> </ol> </li> <li>融資あっせんの額 改造工事に要した費用の範囲内において、1件につき100万円以内</li> <li>融資の条件                   <ol style="list-style-type: none"> <li>融資利率 年1.0% ただし、著しい物価変動等やむを得ない事由が発生したときは、変更することがあります。</li> <li>融資期間 60箇月以内</li> <li>償還方法 毎月元利均等割賦払い</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>																								

種 類	内 容																		
水洗便所改造費等補助金	<p>1 生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用助成  公共下水道の処理区域内の生活扶助世帯等に対し、水洗便所改造に要する費用を助成します。</p> <p>(1) 対象</p> <p>ア 生活扶助を受けている者  生活保護法に規定する生活扶助を受けている世帯の世帯主</p> <p>イ 低所得者  助成を受けようとする年度における市県民税非課税世帯の世帯主</p> <p>(2) 要件  下水道受益者負担金及び分担金の滞納が無いこと</p> <p>(3) 助成額</p> <p>ア 生活扶助を受けている者  水洗便所の改造に要する費用に相当する額（生活保護法の規定による住宅扶助を受けた費用を除く。）</p> <p>イ 低所得者  水洗便所の改造に要する費用の1/10に相当する額（当該額が35,000円を超えるときは、35,000円）</p> <p>2 水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成（下水道普及向上預金（みずすまし預金）補助金）  公共下水道の処理区域内において、排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗便所に改造する資金に充てるための積立預貯金等を行った者に補助金を交付します。</p> <p>(1) 補助対象要件等  排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗便所に改造する工事で、公共下水道供用開始後3年以内に実施した工事とし、かつ、積立預金を市長が指定する金融機関に積立て、これを改造資金の一部又は全部に使用した場合。  公共下水道事業認可区域内の土地又は建物を所有する者等で次に規定する積立預金を行い、処理区域となった以後、この預金を使用して改造工事を実施した者</p> <p>(2) 積立預金の対象  対象とする積立預金は、市長が指定した市内の金融機関において積み立てられた預金とし、被補助者名義で積立てたもの</p> <p>(3) 補助対象基本額  改造工事完了月までに被補助者が積み立てた額で、1万円以上100万円以下の範囲内における改造工事費相当額</p> <p>(4) 補助金の額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 供用開始後6箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>イ 供用開始後12箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>ウ 供用開始後18箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>エ 供用開始後24箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>オ 供用開始後30箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>カ 供用開始後36箇月以内実施したもの</td> <td>年利率</td> <td>0.5%</td> </tr> </table>	ア 供用開始後6箇月以内実施したもの	年利率	2.6%	イ 供用開始後12箇月以内実施したもの	年利率	1.7%	ウ 供用開始後18箇月以内実施したもの	年利率	1.2%	エ 供用開始後24箇月以内実施したもの	年利率	0.9%	オ 供用開始後30箇月以内実施したもの	年利率	0.6%	カ 供用開始後36箇月以内実施したもの	年利率	0.5%
ア 供用開始後6箇月以内実施したもの	年利率	2.6%																	
イ 供用開始後12箇月以内実施したもの	年利率	1.7%																	
ウ 供用開始後18箇月以内実施したもの	年利率	1.2%																	
エ 供用開始後24箇月以内実施したもの	年利率	0.9%																	
オ 供用開始後30箇月以内実施したもの	年利率	0.6%																	
カ 供用開始後36箇月以内実施したもの	年利率	0.5%																	

主な市民サービス

水道局関係																																									
種 類	内 容																																								
水道料金体系	<p>毎月計算の場合</p> <p>基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>420</td></tr> <tr><td>20</td><td>840</td></tr> <tr><td>25</td><td>1,365</td></tr> <tr><td>30</td><td>2,940</td></tr> <tr><td>40</td><td>5,460</td></tr> <tr><td>50</td><td>8,505</td></tr> <tr><td>75</td><td>19,215</td></tr> <tr><td>100</td><td>40,845</td></tr> <tr><td>150</td><td>99,015</td></tr> <tr><td>200</td><td>176,715</td></tr> <tr><td>250</td><td>275,415</td></tr> </tbody> </table> <p>従量料金(1m<sup>3</sup>当たり)</p> <p>一般用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1~10</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>11~20</td><td>94.50</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>162.75</td></tr> <tr><td>31~40</td><td>173.25</td></tr> <tr><td>41~60</td><td>183.75</td></tr> <tr><td>61~200</td><td>199.50</td></tr> <tr><td>201以上</td><td>204.75</td></tr> </tbody> </table> <p>浴場用(1m<sup>3</sup>当たり) 78.75円 一時用(1m<sup>3</sup>当たり) 388.50円</p> <p>旧津市(一部地域を除く。)、旧河芸町(一部地域を除く。)、旧安濃町の区域については、隔月計算(隔月徴収)のため、基本料金及び従量料金計算の水量幅が2倍になります。</p> <p>旧美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道料金については、次のとおりとします。</p> <p>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,050円 従量料金 11m<sup>3</sup>以上1m<sup>3</sup>につき 26.25円 料金はいずれも消費税を含んだ金額です。</p>	口径(mm)	単価(円)	13	420	20	840	25	1,365	30	2,940	40	5,460	50	8,505	75	19,215	100	40,845	150	99,015	200	176,715	250	275,415	水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)	1~10	52.50	11~20	94.50	21~30	162.75	31~40	173.25	41~60	183.75	61~200	199.50	201以上	204.75
口径(mm)	単価(円)																																								
13	420																																								
20	840																																								
25	1,365																																								
30	2,940																																								
40	5,460																																								
50	8,505																																								
75	19,215																																								
100	40,845																																								
150	99,015																																								
200	176,715																																								
250	275,415																																								
水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)																																								
1~10	52.50																																								
11~20	94.50																																								
21~30	162.75																																								
31~40	173.25																																								
41~60	183.75																																								
61~200	199.50																																								
201以上	204.75																																								
水道料金のコンビニエンスストア収納	<p>1 新市全域で実施可能です。</p> <p>2 取扱可能コンビニエンスストア サークルK・サンクス、ローソン、ファミリーマート、am/pm、ココストア、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブンイレブン、スリーエフ、セーブオン、ポプラ、コミュニティストア、セイコーマート(北海道・関東地区並びに北海道スーパー)、HOTSPAR(関東、東北、沖縄地区限定)</p>																																								
水道の使用開始、中止	<p>1 受付及び作業内容 (1) 水道の使用開始・中止等については、電話、FAX及び窓口による受付ができます。 (2) 受付業務は、原則として水道局で受け付けます。 (3) 開栓・中止等の作業については、水道局及び事業所等で行うものとします。</p> <p>2 簡易水道(美杉村の簡易水道利用組合管理は除く。)についても、原則として上水道と同様とします。</p> <p>3 開栓する場合は、手数料900円が必要となります。</p>																																								

主な市民サービス

種 類	内 容																																		
給水装置工事の申込 手数料	<p>1 給水装置工事の設計審査及び工事竣工検査手数料  (1) 設計審査手数料 1件につき900円  (2) 工事検査手数料 1件につき2,300円</p> <p>2 給水装置工事の事業を開始しようとする者は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。  指定給水装置工事事業者の指定手数料  1件につき14,000円</p>																																		
給水装置工事の新規 給水加入金	<p>1 給水装置の新設及び増径となる改造工事をしようとする者は、当該工事ごとに口径別新規給水加入金が必要です。</p> <p>2 増径については、新口径と旧口径の差額を徴収します。  また、減径については、差額は還付しません。</p> <p>3 新規給水加入金は、設計審査終了後に納付書を発行します。</p> <p>4 旧久居市の特別加入金、榊原簡易水道水源施設改良等工事費負担金及び風早団地新規給水分担金については、廃止します。</p> <p>新規給水加入金（消費税含む）</p> <table border="1" data-bbox="631 1166 1023 1811"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>58,800</td></tr> <tr><td>20</td><td>142,800</td></tr> <tr><td>25</td><td>222,600</td></tr> <tr><td>30</td><td>321,300</td></tr> <tr><td>40</td><td>572,250</td></tr> <tr><td>50</td><td>892,500</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,009,700</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,571,050</td></tr> <tr><td>150</td><td>8,034,600</td></tr> <tr><td>200</td><td>14,286,300</td></tr> <tr><td>250</td><td>22,321,950</td></tr> <tr><td>300</td><td>32,143,650</td></tr> <tr><td>350</td><td>43,751,400</td></tr> <tr><td>400</td><td>57,143,100</td></tr> <tr><td>450</td><td>72,322,950</td></tr> <tr><td>500</td><td>89,287,800</td></tr> </tbody> </table>	口径(mm)	金額(円)	13	58,800	20	142,800	25	222,600	30	321,300	40	572,250	50	892,500	75	2,009,700	100	3,571,050	150	8,034,600	200	14,286,300	250	22,321,950	300	32,143,650	350	43,751,400	400	57,143,100	450	72,322,950	500	89,287,800
口径(mm)	金額(円)																																		
13	58,800																																		
20	142,800																																		
25	222,600																																		
30	321,300																																		
40	572,250																																		
50	892,500																																		
75	2,009,700																																		
100	3,571,050																																		
150	8,034,600																																		
200	14,286,300																																		
250	22,321,950																																		
300	32,143,650																																		
350	43,751,400																																		
400	57,143,100																																		
450	72,322,950																																		
500	89,287,800																																		

教育委員会事務局関係

種 類	内 容
<p>遠距離通学費補助金 (平成18年4月1日～)</p>	<p>1 基本方針                      (1) 現在、対象となっている地区や対象条件に該当する児童・生徒・園児に限り補助制度を継続します。                      (2) 補助金の交付は、上記(1)の児童・生徒・園児に対し通学経路の距離、地域の実情等を考慮し、以下の基準により行います。</p> <p>2 補助の概要                      (1) 補助対象                      ア 小学校                      次に掲げる小学校に通学する児童で、当該小学校を起点とした片道の距離(ただし、スクールバスによる通学区間を除く)が4kmを超える〔 〕に記載の区域に居住する児童                      栗葉小学校〔久居市稲葉町〕、榊原小学校〔久居市榊原町上山以遠〕、家城小学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見〕、美杉東小学校・美杉南小学校・太郎生小学校〔美杉村〕                      イ 中学校                      次に掲げる中学校に通学する生徒で、当該中学校を起点とした片道の距離(ただし、スクールバスによる通学区間を除く)が6kmを超える〔 〕に記載の区域に居住する生徒                      久居西中学校〔久居市榊原町〕、白山中学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見・二俣、白山町三ヶ野、白山町上佐田〕、一志中学校〔一志町波瀬〕、美杉中学校〔美杉村〕                      ウ 幼稚園                      次に掲げる幼稚園に通園する園児で、当該幼稚園を起点とした片道の距離が4kmを超える〔 〕に記載の区域に居住する園児                      栗葉幼稚園〔久居市稲葉町〕                      榊原幼稚園〔久居市榊原町上山以遠〕</p> <p>(2) 補助額                      ア 公共交通機関を利用する場合は、その実費を、公共交通機関を利用できない場合は、同等額                      イ 中学校に自転車で通学する場合は、新1年生時に50,000円を限度に購入費の実費</p>
<p>私学等振興助成事務 (平成18年4月1日～)</p>	<p>1 補助対象                      (1) 三重県内に所在する私立高等学校を設置する学校法人                      (2) 三重朝鮮学園                      (3) 新市専修学校協会</p> <p>2 補助額等                      (1) 補助額                      ア 毎年度5月1日現在で、1の(1)又は(2)に記載する学校に在籍する新市に住所を有する生徒(通学の生徒を対象とし、休学中、留学中の生徒は除く。)の数に次の補助単価を乗じた額                      イ 専修学校協会 年額165,000円                      ア、イとも、上記の額を上限とします。</p> <p>(2) 補助単価                      ア 新市内に所在する高等学校 年額2,500円/人                      イ 新市外に所在する高等学校 年額1,000円/人                      ウ 新市内在住の児童生徒(朝鮮学園初中級部) 年額2,500円/人</p>

主な市民サービス

種 類	内 容
公立幼稚園保育料 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育料 月額：6,000円</li> <li>2 保育料の徴収については、当該月の15日までを納付期限とします。</li> </ol>
私立幼稚園援助事務 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市内私立幼稚園に通園する4歳児及び5歳児の保護者に対する補助 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象 新市内に所在する私立幼稚園に、毎年5月1日現在在籍する4歳児及び5歳児の保護者で新市内に住所を有する者。 ただし、引き続き当該幼稚園において保育されている園児であること。</li> <li>(2) 補助額 園児一人当たり 年額7,200円、ただし、当該単価により算出した額を上限とします。</li> </ol> </li> <li>2 新市私立幼稚園協会及び新市内私立幼稚園に対する補助 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象 ア 新市私立幼稚園協会 イ 新市内に所在する私立幼稚園(宗法人の設置園は除く)</li> <li>(2) 補助額(年額) ア 新市私立幼稚園協会 500,000円 イ 私立幼稚園 450,000円+8,000円×教員数 ア、イとも、上記の額を上限とします。</li> </ol> </li> </ol>
乳幼児教育に関する こと (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 3歳児保育 現在、3歳児保育を実施している幼稚園については、合併後も3歳児保育を継続します。</li> <li>2 預かり保育の取扱い 現在、預かり保育を実施している幼稚園については、次のとおり預かり保育を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 預かり保育を行う日 次に掲げる日を除いた日に実施します。 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日 イ 振替休業日 ウ 学年始休業日(4月1日から4月5日まで) エ 夏季休業日のうち8月14日から8月16日まで オ 冬季休業日のうち12月28日から翌年の1月5日まで</li> <li>(2) 保育時間 ア 正規の保育時間終了後2時間を基本とします。 イ 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日における預かり保育の実施時間は、午前9時から午後4時までとします。</li> <li>(3) 保育料の額 ア 月額 2,000円とします。 (8月については4,000円とします。) イ 食料費などの預かり保育に要する経費は別とします。</li> </ol> </li> </ol>
同和教育研究会補助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象となる事業・経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究大会、講演会の開催</li> <li>(2) 人権教育に係る講座・夏季学習会</li> <li>(3) 関係機関及び団体との連携(啓発事業)</li> <li>(4) 研究・実践の交流</li> <li>(5) 人権・同和教育の研究</li> <li>(6) 各研究会への参加</li> <li>(7) 地域・企業への人権啓発活動</li> </ol> </li> <li>2 補助金 補助率は、事業費の3/4とします。</li> </ol>

種 類	内 容																																					
図書館運営方法 (開館時間・休館日・ 利用規則等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>休館日 毎週火曜日 祝日(安濃、芸濃は除く)最終木曜日 年末年始(12月28日~1月4日)特別整理期間</li> <li>開館時間 各図書館現行どおり</li> <li>利用資格 市内在住、在勤、在学の方</li> <li>利用点数及び期間 1人10点以内 15日間</li> </ol>																																					
公民館の管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>使用時間 午前9時~午後10時</li> <li>事前申込期間 (1) 申込期間 使用する日の3か月前から当日とします。 津市橋北公民館においては、アストホールと併せて使用する場合は1年前から当日とします。 津市河芸中央公民館大ホールについては、半年前とします。 (2) 受付時間 土・日・祝日及び休館日を除く日の午前8時30分から午後5時までとします。</li> <li>申込窓口 当該使用施設とします。電話等での受付は仮予約扱いとします。</li> <li>休館日 12月29日から1月3日(津市橋北公民館のみ1月2日まで)</li> </ol>																																					
指定文化財の保護管理 (平成18年4月1日~)	<p>文化財保護事業補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>交付対象 当該文化財の所有者、管理者又は保持・保存団体</li> <li>対象事業 (1) 有形文化財の修理事業、防災事業及び管理事業 (2) 無形文化財の伝承者養成・公開事業 (3) 有形民俗文化財の修理事業、防災事業及び管理事業 (4) 無形民俗文化財の伝承基盤整備事業及び伝承活動事業 (5) 史跡名勝天然記念物の復旧修理・防災事業及び管理事業</li> <li>補助率 補助金の額については、次の表に定めるとおりとします。</li> </ol>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>文化財指定区分</th> <th>補助基準及び補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">有形文化財</td> <td rowspan="3">修理事業</td> <td rowspan="3">・修理工事等</td> <td>市指定</td> <td>・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td>国指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災事業</td> <td rowspan="3">・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等</td> <td>市指定</td> <td>・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td>国指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理事業</td> <td rowspan="2">・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業</td> <td>市指定</td> <td>・補助対象 屋外にある有形文化財</td> </tr> <tr> <td>国指定</td> <td>・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無形文化財</td> <td rowspan="3">伝承者養成・公開事業</td> <td rowspan="3">・講習会、研修会等の開催 ・公開活動 ・用具衣装の新調 ・記録作成等</td> <td>市指定</td> <td>・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 100,000円</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td>国指定</td> <td>・補助金 県補助金の1/2以内の額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	事業内容	文化財指定区分	補助基準及び補助金	有形文化財	修理事業	・修理工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)	県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	防災事業	・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)	県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業	市指定	・補助対象 屋外にある有形文化財	国指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円	無形文化財	伝承者養成・公開事業	・講習会、研修会等の開催 ・公開活動 ・用具衣装の新調 ・記録作成等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 100,000円	県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額
種別	区分	事業内容	文化財指定区分	補助基準及び補助金																																		
有形文化財	修理事業	・修理工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)																																		
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		
	防災事業	・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)																																		
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		
管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業	市指定	・補助対象 屋外にある有形文化財																																			
		国指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円																																			
無形文化財	伝承者養成・公開事業	・講習会、研修会等の開催 ・公開活動 ・用具衣装の新調 ・記録作成等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 100,000円																																		
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額																																		

種別	区分	事業内容	文化財指定区分	補助基準及び補助金	
有形民俗文化財	修理事業	・修理工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)	
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
	防災事業	・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)	
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
	管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業	市指定 県指定 国指定	・補助対象 屋外にある有形民俗文化財 ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円	
	無形民俗文化財	伝承基盤整備事業	・用具衣装の新調修理 ・伝承者養成 ・記録作成 ・その他基盤整備事業	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)
				県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額
国指定				・補助金 県補助金の1/2以内の額	
伝承活動事業		・伝承活動	市指定 県指定 国指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 50,000円	
史跡名勝天然記念物	復旧修理・防災事業	・復旧修理工事 ・消火設備設置工事等 ・病虫害駆除、保護再生事業	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上(県の基準を準用)	
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額	
	管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃、防虫剤散布、施肥等の維持管理事業	市指定 県指定 国指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円	

種 類	内 容
体育館 野球場 運動広場・グラウンド テニスコート プール ゲートボール場 トレーニング室 その他スポーツ施設 (平成18年4月1日～)	希望する施設の申込みは、毎月1日(土・日曜日、祝祭日の場合は、これを除く月の最初の日)に希望する施設の窓口で先着順とします。電話予約は仮予約とし、予約後、7日以内に各施設の窓口で申請書を提出し、使用料を払い込んだ後に本予約とします。施設の使用料、開館時間及び閉館時間は、現行のままです。
スポーツ・レクリエーション大会 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民体育大会 市、市教育委員会及び市体育協会が主催し、各種目協会が主になって大会を開催します。開催種目は、体育協会に加盟する団体の種目とします。</li> <li>2 レクリエーション祭 レクリエーション協会等が主催で、ニュースポーツ競技大会(インディアカなど)、体験(ペタンク・ウオークラリーなど)、発表会(健康体操など)、地域スポーツ大会など、誰もが楽しんで参加できるイベントを開催します。</li> </ol>
市民文化祭 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在行われている津市の市民文化祭を新市の市民文化祭として開催します。</li> <li>2 会場については、新市内の既存施設を利用し、分散方式で行います。</li> <li>3 合併関係市町村で行われている文化祭については、公民館活動の発表の場としての「公民館文化祭」、旧市町村の区域で実施する「地域文化祭」及び「地域おこしイベント」としてそれぞれの所管で実施していきます。</li> </ol>
文化団体の育成 (平成18年4月1日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象 新市全域を対象とする総合的な文化活動を行う団体の連合組織</li> <li>2 補助金 補助金額については、団体の活動に対して交付します。</li> </ol>

主な市民サービス

#### バス関係

コミュニティバス スクールバス 福祉バス	旧町村にて運行されていたコミュニティバス、スクールバス、福祉バスは、当分の間、継続して運行します。 詳細については、該当する各総合支所産業建設課、教育事務所学校教育担当、市民福祉課(福祉課)にお問い合わせください。
----------------------------	--